

かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。）

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-10)

第1 水産資源

ぶり

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-11)

第1 水産資源

べにずわいがに日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における知事許可水域の資源量指標値を、提案された目標管理基準値案付近に維持する。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

~~~~~

#### 兵庫県告示第1242号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項に基づき、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年12月26日

兵庫県知事 斎藤元彦

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

| 特定水産資源        | 管理区分            | 知事管理漁獲可能量   |
|---------------|-----------------|-------------|
| まあじ           | 兵庫県まあじ漁業        | 現行水準        |
| まいわし対馬暖流系群    | 兵庫県まいわし漁業       | 現行水準        |
| かたくちいわし対馬暖流系群 | 兵庫県日本海かたくちいわし漁業 | 77,000トンの内数 |
| うるめいわし対馬暖流系群  | 兵庫県日本海うるめいわし漁業  | 44,000トンの内数 |



## 兵庫県告示第1243号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項に基づき、くろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における数量を次のように変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 都道府県別漁獲可能量

11.5トン

## 2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

| 管理区分          | 知事管理漁獲可能量 |
|---------------|-----------|
| 兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業 | 6.2トン     |
| 兵庫県その他漁業      | 5.3トン     |



## 兵庫県告示第1244号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置                     |             |                    |              |           |    |                   |
|----|--------------------------|-------------|--------------------|--------------|-----------|----|-------------------|
|    | 漁業種類                     | 操業区域<br>(注) | 漁業時期               | 推進機関<br>の馬力数 | 総トン<br>数  | 隻数 | 漁業を営<br>む者の資<br>格 |
| 西播 | 手線第2種漁業<br>こぎ網漁業         | 別記1の1       | 周年                 | 別記2          | 5トン<br>未満 | 1隻 | 定めなし              |
|    | 手線第2種漁業<br>ちんこぎ網漁業       | 別記1の1       | 4月1日から<br>10月20日まで |              |           |    |                   |
|    | 手線第3種漁業<br>そろばんこぎ網<br>漁業 | 別記1の2       | 4月1日から<br>11月20日まで |              |           |    |                   |